

本庄いまい台産業団地地区  
地区計画

平成30年7月

本庄市

本庄都市計画地区計画の変更(本庄市決定)

都市計画本庄いまい台産業団地地区地区計画を次のように変更する。

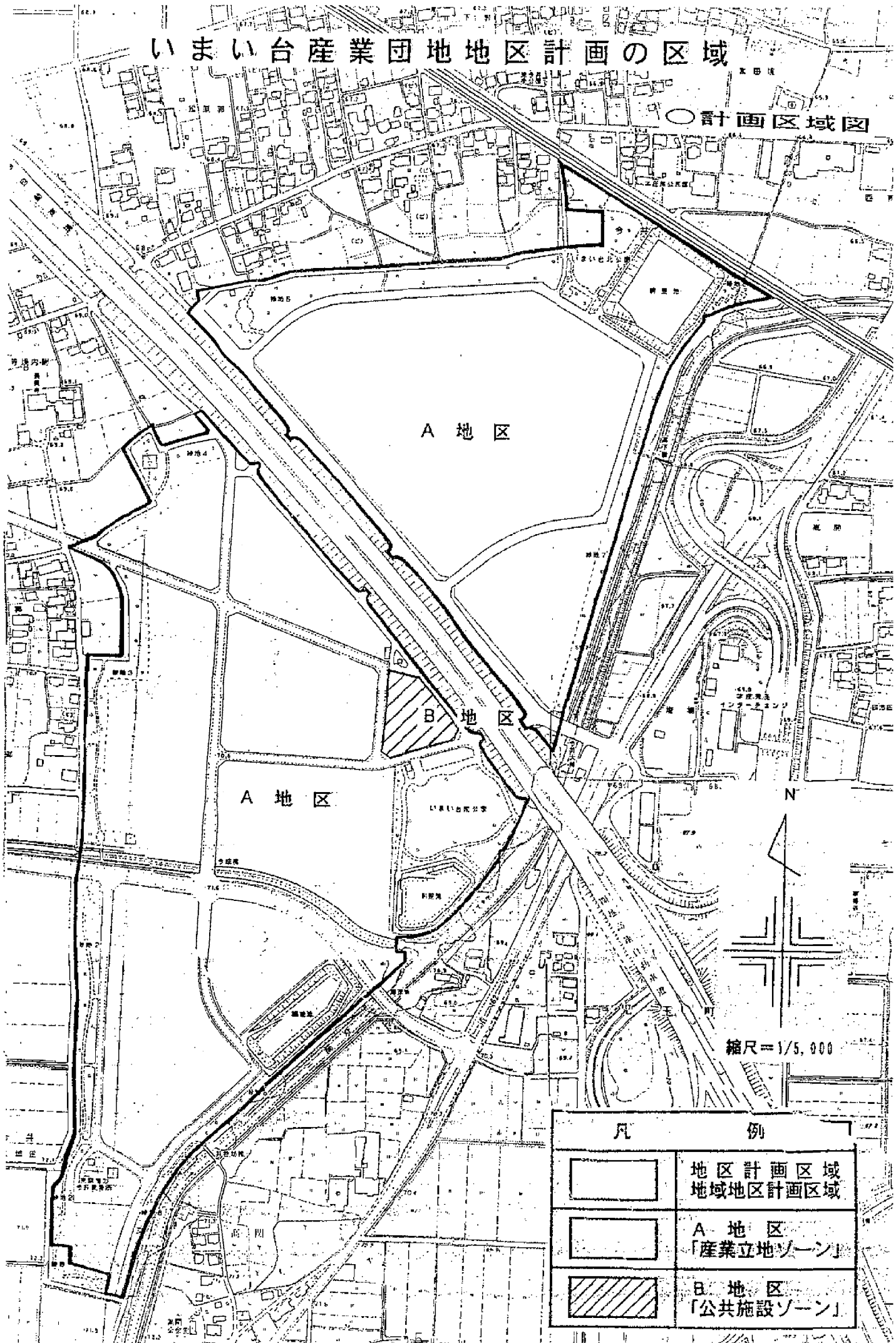
名称		本庄いまい台産業団地地区地区計画			
位置		本庄市いまい台1丁目の一部、いまい台2丁目及び3丁目の各全部			
面積		約40.0ha			
区域の整備開発保全の方針	地区計画の目標	本地区はJR高崎線本庄駅から南西約3kmに位置し、関越自動車道本庄児玉インターチェンジに隣接した好立地条件にある。埼玉県企業局において産業団地として宅地造成、基盤整備されている。このため地区計画の策定により、用途の混在による環境の悪化の防止と、地区の敷地の細分化による建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、産業団地開発事業の効果の維持と良好な都市の生産環境の形成と保持を目標とする。			
	土地利用の方針	土地利用については、生産活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、住宅等の混在を排除すると共に、適正かつ合理的な土地利用を図る。地区内に「産業立地ゾーン」と「公共施設ゾーン」を配置し、土地利用の純化を図る。また、積極的な緑化を推進し良好な地区環境の形成を保持する。			
	地区施設の配置方針	本地区における地区施設は、すでに道路、公園及び緑地が整備されており、今後ともその機能、環境が損なわれないよう、維持、保全を図るものとする。			
	建築物等の整備の方針	良好な工業生産環境の創出と保持を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、景観等からの配慮により、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限並びにかき又はさくの構造の制限を定める。			
地区整備計画	地区区分	区分の名称	A地区「産業立地ゾーン」	B地区「公共施設ゾーン」	
		区分の面積	39.5ha	0.5ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる事業を営む工場は、建築してはならない。 (1) 肥料の製造 (2) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (3) アスファルトの精製 (4) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又は、その残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石膏、消石灰、生石灰、又は、カーバイドの製造 (6) レディーミクストコンクリートの製造		公共施設に限る。
			建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡ ただし、巡査派出所、公衆電話所、ガス供給施設等の公益上必要な建築物の用地については、この限りでない。	1,500㎡
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	50%	60%	(建築基準法第53条第3項第2号による加算「角地加算」は、適用しない。)
		壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、道路境界線から4メートル以上及び隣地境界線から2メートル以上離すこと。 ただし、延べ面積が10平方メートル未満の物置その他の附属建築物又は、巡査派出所、公衆電話所、ガス供給施設等の公益上必要な建築物については、この限りでない。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。		
		かき又はさくの構造の制限	道路境界面に面して設けるかき・柵は、景観を損なわないよう生垣又は開放的なフェンス等とし、基礎の高さは、敷地地盤面から0.5m以下とする。 ただし、門柱・門扉又は、安全・保安上やむを得ないものを除く。		

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり。」


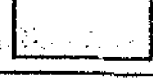

理由:都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の変更を行う。

# いまい台産業団地地区計画の区域

○ 計画区域図



縮尺 = 1/5,000

凡 例	
	地区計画区域 地域地区計画区域
	A地区 「産業立地ゾーン」
	B地区 「公共施設ゾーン」